

韓国の「結婚移民者」にみる流動と定着

中尾 美知子

Flow and Resetting of Marriage Immigrants in Korea

Michiko NAKAO

要旨：本稿は、韓国の流動する人口移動を概観し、国際結婚を具体事例として定着の実態と支援策を検証することを目的とする。送り出しと受け入れ両面から描き出した流動の様態からは、在外同胞の還流が特徴として浮かび上がった。他方、農村地帯の深部に目を転じれば、フィリピン、ベトナムからグアテマラに及ぶ10カ国以上の結婚移民者の暮らしが営まれる文字通りの「多文化社会」の現出を見出すことができる。これらの現状を踏まえて韓国政府は外国人政策の基本法「在韓外国人待遇基本法」を制定した。サービス伝達体系の中核として「結婚移民者支援センター」が整備され、就労支援を始めとする定着支援が動き出している。

キーワード：結婚移民者、流動、在韓外国人待遇基本法

Abstract : The purpose of this paper is to overview the dynamism of migration in Korea and to examine the resetting and its support through observing cases of intermarriage. In the course of discussion, facts from the situation of the demographic flow in question are to reveal the trends of the return of overseas Korean, in particular. In detailed studies on farming areas in Korea where marriage immigrants live from more than 10 countries including the Philippines, Vietnam, and Guatemala is observed the emergence of a multi-cultural society in its literal meaning. The Korean Government established a basic law 'Act on the Treatment of Foreigners in Korea' as a policy for immigration in the context stated above. As the core of the current system, the center of the support for marriage immigrants was started, in fact.

Keywords : marriage immigrants, demographic flow, Act on the Treatment of Foreigners in Korea

1. 課題の設定

2000年のミレニアムに、筆者は韓国社会がこれから大きな変化を遂げてゆくだろうと展望した。1999年に家族法（民法親族篇）の「同姓同本婚姻禁止」¹⁾が憲法違反と判定されたのは、朝鮮王朝500年を通じて嘗々と築かれてきた儒教中心の社会制度についてピリオドが打たれたことを意味する。実際、いくつもの家族に関わる数値が、社会の変動状況を裏付けた。合計特殊出生率の低さ（2005年1.08/日本1.25）や離婚率の高さ（2001年1000人当たり2.8/OECD3位）、高齢者の自殺

率の高さ（2003年10万人当たり71人/OECD最高）までが、OECD諸国のトップともいえる数値を呈したことなどである。

もっともその時点では、韓国がこれほど急激に「多文化社会」を標榜するとは予測できなかった。つい先日まで、われわれ「韓民族は世界史でも珍しい単一民族国家としての伝統を引き継いでいる」と強調していた学校教科書に、多人種・多文化を受容する内容を取り込むと発表するほどである²⁾。ひとつの強烈な価値観から脱した後の自然な成り行きと思えなくもないが、実態、認識ともに動きが早くて、当惑させられる。

IT産業がグローバル化の牽引力となり、また、20世紀を通じて培われたキリスト教信仰は、いまや韓国を国際的な精神世界へと連結する窓口の役割を果たしている。国連事務総長をはじめ国際的な人の活躍が日本を凌駕する勢いであり、被抑圧民族としての経験は、困難を抱える者へのグローバルな共感を培っている。反面、民族文化への愛着も強烈であり、儒教文化は依然として息づいている。留学生活で孤独に苛まれ精神を病んで帰ってくる若者たちの話も聞かれなくはないが、大勢として、人々は地理的韓国を拠点に軽いフットワークで移動を活発化させている。

本稿は、こうした韓国社会の多文化状況を「流動」すなわち“さまざまなタイプの移動が複雑に絡み合ったシステム”³⁾と捉え、まず流動する人口移動の全体像を概観し、次いで、家族の変動と関わりの深い「国際結婚」を具体事例として「流動」の中での定着の実態を検証するとともに、政府の支援政策の質を問うことを目的とする。

ちなみに、タイトルに掲げた「結婚移民者」は、「大韓外国人処遇基本法」(2007.5.17制定)第2条3項に定義された「大韓民国国民と婚姻したことがあるまたは婚姻関係にある在韓外国人」を指す用語である。

2. 韓国における人口移動

(1) 送り出し国としての韓国

韓国は、歴史的にみても多くの「移民」を排出してきた国である⁴⁾。移民とその子孫たちをあわせると、600万人とも700万人ともいわれる「在外同胞」⁵⁾が世界各地に散らばっている。19世紀後半にロシア沿海州地方と鴨綠江、豆満江対岸一帯に定着したのを始めとして、日本の植民地権力による徴用・斡旋、土地喪失により貧困化した農民の流亡等が続き、1945年時点で日本には200万人以上が、旧満洲には165万余が居住していた。その後中国、旧ソビエト連邦に住み続けた100万人が「朝鮮族」「カレーエツ(高麗人)」の母体となる。アメリカへの移住には1903年のハワイ移住等の前史があるが、特に1967年のベトナム戦争参戦を契機にアメリカ側による年間2万の入国特別枠が設けられて以降、急増した。また1960~70年代には、ドイツへの炭鉱労働者・看護師、中東への建設業を中心とした人力輸出と呼ばれる出稼ぎが注目される。このように、韓国の送り出し国としての歴史は、主として政治的、経済的矛盾とその解決を図る目的で築かれてきた100

年だったといってよい。

さらに現在においても海外移住の波は、厳しい学歴社会、経済不況等の韓国社会の諸矛盾から逃れ、よりよい生活を求める一定以上の階層の人々の間ににおいて続いている⁶⁾。2001年の統計によれば、560万人の韓国人が151カ国に渡って暮らしており(アメリカ合衆国210万、中国188万、日本64万、CIS独立国家共同体54万)、日本の場合2006年の海外在留邦人数統計が1,063,695名(アメリカ37万、中国12.5万、ブラジル6.5万、英國6.1万など)であるのに比べてはるかに多くの移住者を送り出していることが確認できる。

(2) 受け入れ国としての韓国

①在留外国人の増加趨勢

移民派出国としての歴史に比べて、受け入れ国としての歴史はここ20年ほどのことであるが、その間に韓国は送り出し国としてよりも受け入れ国としての色彩を急速に強めてきた。在留外国人の増加趨勢は1980年代後半から顕著となり、90~95年で5倍に、95~06年で3倍に達した(表1参照)。2007年8月には100万人を突破し(人口比2%)、そのうち不法滞在22万名と計算されている。

表1 在留〔滞留〕外国人の増加状況(不法滞在を含む)

| 区分 | 1990年 | 1995年 | 2000年 | 2005年 | 2006年 |
|---------|------------|------------|------------|------------|------------|
| 在留外国人数 | 49,504 | 269,641 | 491,324 | 747,467 | 910,149 |
| 総人口 | 43,410,000 | 44,553,000 | 45,985,000 | 48,294,000 | 48,297,000 |
| 人口対比(%) | 0.11 | 0.60 | 1.07 | 1.55 | 1.88 |

出典:韓国法務部『出入国管理統計年報』2007

増加に拍車をかけた要因としては、1992年の中国との国交樹立があり、翌93年に産業研修生制度が実施された。2000年前後した頃からは脱北者の増加問題なども加わる(2007年に韓国入国者が1万名を超える)。2004年には外国人雇用許可制が導入されるが、背後には社会における外国人労働者の存在を肯定的に評価しようとする考え方があり、外国人政策の議論の本格化につながった。2007年には中国の朝鮮族や旧ソ連地域のカレーエツに対する訪問就業制(専門職以外の労働者としての滞在を認めるもの)が開始された。

表2は在留外国人の2008年9月末現在国籍別内訳である。これによれば、「多人種、多文化」と言つ

韓国の「結婚移民者」にみる流動と定着

<表2> 国籍別在留外国人現況（2008. 9. 30 現在）

| 国籍 | 全滞在者(構成比) | | | 不法滞在率 (%) | |
|----------|-----------|--------|-----------|--------------|-------|
| | (名) | (%) | 合法滞在者 | 不法滞在者 | |
| 総 計 | 1,175,429 | 100.0 | 959,423 | 216,006 | 18.4 |
| 中国 | 582,037 | 49.5 | 481,847 | 100,190 | 17.2 |
| (その内韓国系) | (384,731) | (32.7) | (354,344) | (30,387) | (7.9) |
| アメリカ | 118,701 | 10.1 | 114,277 | 4,424 | 3.7 |
| ベトナム | 83,119 | 7.1 | 66,627 | 16,492 | 19.8 |
| フィリピン | 49,513 | 4.2 | 35,723 | 13,790 | 27.9 |
| タイ | 45,116 | 3.8 | 29,728 | 15,388 | 34.1 |
| 日本 | 37,763 | 3.2 | 36,995 | 768 | 2.0 |
| モンゴル | 33,374 | 2.8 | 19,315 | 14,059 | 42.1 |
| インドネシア | 30,530 | 2.6 | 24,597 | 5,933 | 19.4 |
| その他 | 195,276 | 16.6 | 150,314 | 44,962 | 23.0 |

出典：韓国出入国・外国人政策本部「国籍別在留外国人現況」に基づき作成

ても、中国籍の比率が全体の 49.5% と断然高く、さらにその 66.1% が韓国系中国人（すなわち朝鮮族。全体の 32.7%）であり、在留外国人の少なくとも 3 分の 1 が同胞によって占められている点を特徴とする⁷⁾。不法滞在者の数も、中国籍が全体の 46.4% を占めるが、不法滞在率から見ればモンゴルやタイが高く、最も高いのは「その他」のなかに含まれるバングラデシュの 72.0% である。全体の不法滞在率 18.4% は日本に比べてかなり高い⁸⁾。

②国際結婚の増加趨勢

焦点を国際結婚に当てて見れば、2008 年 9 月 30 日現在 120,705 人が国際結婚を通じて「韓国人の配偶者」として韓国内に居住しており、さらに、国際結婚を通じて韓国に帰化した「国籍取得者」は 2007 年末累計で 44,291 人に達する⁹⁾。その増加趨勢は、件数が 2000 年の 12,319 件から 2006 年には 39,690 件と 3 倍以上に増え、全結婚件数に占める比率が 11.9% に達して、日本を上回る勢いで伸びている。出身国別、男女別内訳は<表3>のとおりである。中国出身者が 55.8%、そのうち韓国系中国人（朝鮮族）が 54.1% を占めて、国際結婚ではあるが、同胞との結婚が 3 割に達する。また、女性の割合が 88.0% に達し、大半がアジア出身の女性たちによって占められ、日本と同様に顕著な「移動の女性化」傾向を示している。背景には女性の社会進出（非婚化・晩婚化）、家族変動がある。また結婚移民者の居住地は都市部に多く暮らしているが、農村部韓国人

<表3> 出身国別にみる外国人配偶者の在留現況（2008. 9. 30現在）

| 出身国 | 人 数 [構成比] | | 男性 | 女性 |
|------------|-----------|-------|--------|---------|
| | (名) | (%) | | |
| 全 体 | 120,705 | 100.0 | 14,494 | 106,211 |
| 中国 | 67,322 | 55.8 | 9,082 | 58,240 |
| (その内韓国系) | 36,417 | 30.2 | 6,092 | 30,325 |
| (その内韓国系以外) | 30,905 | 25.6 | 2,990 | 27,915 |
| ベトナム | 25,838 | 21.4 | 136 | 25,702 |
| フィリピン | 5,642 | 4.7 | 168 | 5,474 |
| 日本 | 5,423 | 4.5 | 522 | 4,901 |
| カンボジア | 2,719 | 2.3 | 9 | 2,710 |
| モンゴル | 2,302 | 1.9 | 34 | 2,268 |
| タイ | 2,026 | 1.7 | 39 | 1,987 |
| アメリカ | 1,532 | 1.3 | 1,027 | 505 |
| その他 | 7,901 | 6.5 | 3,477 | 4,424 |

出典：韓国出入国・外国人政策本部「国籍別結婚移民者（国民の配偶者）滞留現況」に基づき作成

男性の国際結婚比率は突出しており、過疎が農村部での大きなブル要因になっている点、日本と変わりがない。

以上の増加趨勢のもとで、すでにその流れを押しとどめることは難しいという判断は、国際結婚の「可能性とジレンマ」の議論を呼んでいる。「可能性」とは、移住女性にとっては「良い配偶者と出会い、貧困から脱皮してより良い生活を実現できる機会」であり、韓国男性には「異なる文化をもった伴侶と出会い、多様性のある家庭を営む機会」であり、「ジレンマ」とは、「互いに異なる欲求と期待、異なる文化による葛藤と衝突によってもたらされる危機の存在」、さらには「国際結婚市場」で商品化され、ときには人身売買との境界線上に身を置かれなければならない結婚移住女性の現実があるという議論である。こうした可能性とジレンマを社会としていかに受け止めてゆくのか。韓国社会はいま外国人受け入れを進める法整備を活発化させている。

3. 「結婚移民者」の動向と定着支援

（1）外国人政策の活発化

法整備活発化の筆頭として、2007 年には外国人政策の基本法である「在韓外国人待遇基本法」が制定された。第 1 条に記された法の目的には、「在韓外国人が大韓民国社会に適応して個人の能力を充分に發揮できる

ようにし、大韓民国国民と在韓外国人が相互に理解し尊重する社会環境をつくり、大韓民国の発展と社会統合に貢献すること」とある。5年ごとの外国人政策に関する基本計画策定、在韓外国人の人権保護・社会適応支援、なかでも結婚移民者及びその子・永住権者・難民・外国籍同胞の処遇における支援なし保障、専門外国人力の処遇改善、国民と在韓外国人がともに生きてゆく環境の醸成などを主要な内容とする。外国人政策の樹立と施行を国と地方自治団体の義務とし、施策と予算執行の根拠規定が定められたこと、また法律のなかで初めて「多文化」という単語を登場させたことも注目されている¹⁰⁾。

韓国の外国人政策が大きな転換を遂げるきっかけとなったのは、2005年12月に故盧武鉉前大統領が「人権保護の側面から外国人問題関連の改善対策及び推進体系」を定めるよう法務部に指示したことによるといわれている¹¹⁾。

翌年5月に汎政府次元で総合的な外国人政策を準備する機構として「外国人政策委員会」が立ちあげられ、その最初の会議となる第1回外国人政策会議で「外国人政策の基本方向および推進体系」が確定された。

そこでのうたい文句とされたのが、「国家発展と人権増進の調和」だった。これまでの統制と管理中心の外国人政策から、規制的要素の緩和と制度改善を通じて外国人人権尊重と社会統合を図る一方、優秀外国人力を誘致するところに政策目標を置く。すなわち、従来の「国益優先・統制中心」から「国益と人権保障の均衡」へと外国人政策のパラダイム転換をはかるというものである。これにより、多文化社会に対する理解増進と国家発展の転機が準備できた、と強調した¹²⁾。

ここで基本原則として盛り込まれた「外国人の人権保障」、「国家競争力の強化」、「多文化包容と社会統合」の3点についてみると、「外国人の人権保障」は、教育や医療サービスなど基本的性格の人権保障の充実をその内容としている。次の「国家競争力の強化」は、専門人力は積極誘致するが、単純技能人力は制限的導入を図る。また言語等の文化同質性を有する外国籍同胞は優先配慮するということを内容としていた。そして3点目の「多文化包容と社会統合」には、多様性に対する相互理解の幅を広げることのできる環境を造成するとともに、「結婚移民者」とその子どもに対する社会適応の支援を図ることが掲げられていた。以上の3つの基本原則を、「国益と人権保障の均衡」を図りながら

推進するということで、「結婚移民者」も、低出産高齢化時代の対策の一環として国益に合致する有用な人材と位置づけられたのである。

(2) 「結婚移民者」の支援政策を巡る展開

では国益と人権保障の均衡をはかるといううたい文句は、「結婚移民者」支援政策にどのような形であらわれているのか。結婚移民者政策の基本方針は、2006年4月に「女性結婚移民者家族の社会統合支援対策」として示された。2004年末に「女性結婚移住者家庭」実態調査が開始され、さらにベトナムやフィリピンでの現地調査も踏まえて発表されたものである。7つの政策課題とそれを細分化した26単位課題から成っている。7つの政策課題とは、法の網をかいくぐった脱法的な国際結婚の防止および当事者保護、家庭内暴力被害者支援、韓国社会早期適応および定着支援、児童の学校生活適応支援、結婚移民者家族の安定的な生活環境造成、結婚移民者に対する社会的認識改善および業務責任者教育、推進体系構築の7項目である。また単位課題には、放送を通じた言語文化プログラムの運営や、教科書に多文化要素を反映させるなどの具体的な内容が含まれていた。当時の主務部署である女性家族部をはじめ保健福祉部、法務部、農林部、教育人的資源部、行政自治部、文化観光部などがすべて関わって、結婚から生活適応、子どもの出産・保育・教育にいたるまで結婚移民者とその家族、近隣との社会統合過程を一団となって行う政策体系の構築を目指すと述べられている。

この総合対策の確定、発表は、大統領主催で行われた。同時に「混血人および移住者の社会統合支援方案」も発表され、この2つを通じて、多人種・多文化社会に備え、女性結婚移民者および混血人・移住者に対する差別解消と社会統合のための汎政府的次元の総合対策とする、と力強く語られている。

また総合対策を樹立した背景について、女性結婚移民者の相当数が人権侵害、言語疎通問題、文化的差異、家庭内暴力、子供の教育問題、貧困などによって定着に困難を來しているという実情認識を述べた上で、このような「彼らの問題を放置する場合には、社会統合に深刻な阻害要因として台頭してくることは勿論、国家の对外イメージを失墜させるとともに今後外国女性の出身国家との摩擦も誘発される」という危惧を、報道への発表資料に率直に吐露していたのが注目される。

<表4> 結婚移民者家族のための政府支援事業

| 区分 | 女性家族部 | その他部署 |
|--------------------------------|--|---|
| 実態調査 | 2006年実施 | |
| 相談及び教育 | 教育支援：韓国語・家族・多文化理解・情報化・職業教育、放課後学習支援 社会適応支援：実家の母親代わり及び後援家族マッチング 相談支援：心理相談、夫婦問題 | 教育部：学習支援 労働部：外国人労働者相談・教育 文化観光部：文化ガイドブック発刊、韓国文化教育体験教室 国立国語院：韓国語教育 |
| 出産及び育児関連 | 出産前後家事手伝い | 保健福祉部：先天性代謝異常検査 |
| 多文化教育プログラム | 地域共同体多文化教育 | 教育部：多文化モデル学校 |
| 家庭内暴力被害者支援 | 意思疎通相談（電話相談 1366 連係） | 大韓法律救助公団 |
| 緊急医療支援 | | 保健福祉部：未熟児・先天性異常児医療支援 |
| 結婚移民者家族支援センター設立運営及び支援事業団体・機関補助 | 結婚移民者家族支援センター 女性結婚移民者訪問サービス | 外国人労働者支援センター 教育安全網支援センター 移住労働者健康協会（民間） |

出典：コ・ギョンファ議員代表発議「移住民家族の保護および支援等に関する法律案」2007年3月8日発議案資料〔ムン・スニヨン「現行法（案）を通じてみた国際結婚女性移住民のための社会的支援体系に対する探索的研究」（『女性研究』2007 Vol.72 No.1）130頁〕に基づき作成

さて、政府の発表を受けて間もなく、6月に国際移住機構ソウル事務所、韓国移住女性人権センター等5団体が主催して、ソウル女性プラザNGOセンターにおいて「政府の結婚移民者家族政策“見直し”討論会」が開かれた¹³⁾。中心課題は、「政府の家族主義的結婚移民者支援政策を止揚」し、「結婚移住者個々人の人権を志向する政策樹立を求める」点にあった。総じて政府の政策は「低出産と高齢化に対する対策と社会不安防止」を出発点とし、女性結婚移民者を家族と韓国社会に統合しなければならない対象と限定させている。女性結婚移民者を韓国女性にとっても課題である家族イデオロギーの犠牲者とすることのないよう、家族内に一人格体として場所を得ることができる政策として発展させてこそ女性結婚移民者もその家族も生かすことのできる双赢戦略となる、という主張だった。

また、タイトルにも象徴されるとおり、政府政策は家庭を構成した移住女性のみを支援対象とし、子供がない、あるいは結婚が解消された移住女性のための対策が不十分である。さらには、人身売買的な性格をもつ売買婚的結婚を遮断する道を模索することなく、定着し同化できるようにする定着優先支援だけ講究している、などの点も指摘している。

討論会の成果は、「10大要求案」として発表された。結婚移民者のエンパワーメントの強調や、脱法的で人権侵害的な国際結婚仲介行為を根絶する強力な処罰法の制定を要求するなどの内容を含んでいる。とかく国益に傾斜しがちな政府発表を受けて、関係NGOによ

って行われた見直しは、問題の論点を人権保障の側に引き戻す役割を果たした、ということができる。

ところで、<表4>は総合対策等に依拠して2006年に実施された結婚移住者家族のための政府支援事業の一覧である。その中の「結婚移民者家族支援センター」が、結婚移民者家族の社会文化的適応のためのサービス伝達体系の中核機関として、整備されているものである。2008年1月現在全国に31か所が設けられており、さらに80か所まで増設することが予定されている。センター運営予算として、2007年には13億ウォンが、08年には28億ウォンが投入されている¹⁴⁾。

全般的に見て、政府支援事業にはいくつかの課題が指摘されている。1. 女性家族部をはじめとする諸機関の支援内容が重複している。2. 韓国語教育、韓国文化体験、相談、子どもの学習支援等に限定され、切実な貧困や医療保障、就業関連サービスが不十分である。3. 移民者の出身国と文化に対する理解を高める事業はほとんど見られない、などが挙げられている。

4. 「結婚移民者」の生活実態—N市の事例—

(1) N市の「結婚移民者」概要

2009年3月に、結婚移民者の生活実態を韓国全羅南道N市で調査した。N市はソウルから新幹線で南へ3時間の農村地帯に位置する。

約9万5千の人口¹⁵⁾を擁するN市には、387人の結婚移民者女性が暮らしている¹⁶⁾。出身国はフィリピン(92人)、ベトナム(81人)、中国(漢族46人、朝鮮族34人)、日本(69人)の4カ国で83%を占める¹⁷⁾。510

人の子どもが誕生し、その年齢構成（0～4歳230人、5～12歳238人、13～17歳28人、18歳以上14人）が、N市における国際結婚の歴史を物語っている。全国平均に比べるとフィリピン出身者の比率が高く、また日本の農村部における国際結婚と比較した場合、連れ子が1人もいないのが特徴的である。

夫の職業は農業が49%を占め、ブルーカラー、ホワイトカラー、自営業、畜産が続く。結婚移民者の方は専業主婦77%、農業9%、その他（原語民講師9人を含む）。低所得者層（生活保護に相当する基礎生活保障受給者）が41%に達する。

韓国国籍は27%（104人）の結婚移民者が取得している。取得者の原国籍は、フィリピン47人、中国47人、ベトナム3人、日本2人、タイ1人、カンボジア1人、ミャンマー1人、グアテマラ1人、ウズベキスタン1人。日本人以外は、国籍取得要件となる滞在期間の2年を経過するとただちに国籍を申請しようとする人が多い。移民者数が多いベトナム出身者の国籍取得が少ないので、まだ滞在期間が短いことによる。日本出身者で、滞在期間が10年を過ぎている人が多いにもかかわらず、韓国籍を取得する人が少ないので、日本で医療や福祉を受ける権利、子どもの国籍選択権等を保持するためと理解されている。また、結婚して定着した移民者の中には、姉妹や友人を呼び寄せ同市の男性を紹介して結婚させるケースが見られる。行政サイドからは、文化的な差異のある土地で互いに助け合うことで定着が助長されると好意的に受け止められている。結婚移民者が、両親を呼び寄せて暮らしているケース（ウズベキスタン）も見られる。

N市役所では、結婚移民者女性に関する基本情報に止まらず、子供たちの障害の有無にいたる個別情報までも丁寧に把握し、支援の前提を整えている様子が確認された。

（2）結婚移民者家族支援センター

N市を調査対象に選択した理由は、同市内で行われている結婚移民者支援活動に注目したためである。その中心は「結婚移民者家族支援センター」によって担われている。2006年にセンター指定を受けたが、すでにその4年前から、プロテstant教会の牧師である現在のセンター長の呼びかけで、地元に根差した結婚移民者支援活動が面事務所の協力も得ながら開始されていた。政府の支援センター構想には、こうした先行事例が反映されている。

2008年のセンターの利用者数は入国して3年以内の人たちを中心に118名。利用者の出身国（カッコ内は人数）は、ベトナム（38）・フィリピン（24）・中国（21）・カンボジア（16）・ウズベキスタン（8）・日本（4）・インドネシア（1）・ミャンマー（1）・モンゴル（5）と9カ国にも及ぶ。

支援プログラムには、韓国語教育、韓国文化理解教育、家族教育、家族相談、自助集団運営、情緒支援、結婚移民者家族力量強化の7つの柱が掲げられている。最初は早期の定着支援を目的に、韓国語や韓国の食べ物、文化を教えるプログラム中にスタートしたが、女性側の韓国理解が深まるだけではだめだということで、次第に夫や舅姑に対する教育が増えてきたという。男性側がベトナムやフィリピンから持ってきた食べ物を食べようとしないなど、妻側の文化に対する無理解からしばしば葛藤が生じるため、妻側の文化を知ってこそ一緒に暮らすことができるなどを両者の間に入りて伝え、また女性の母国文化に対する理解を促す多文化行事を行っている。

相談内容で多いものは、「経済的な問題」「夫の暴力」「姑との葛藤」「文化的な差がもたらす葛藤」が挙げられている。なかでも、経済的な相談では、夫の収入を高めるような就業支援にはセンターとして限界があるので、結婚移民者の就業を支援することに勤めている点が注目される。離婚に至るケースも、夫の経済力が低い等の経済的要因が大きく作用しており、女性が結婚仲介業者に借金を負って韓国に来た場合、その返済が離婚の原因ともなる。

センターが力を注いでいる事業で、成果の上がっているものとして「訪問教育」「原語民講師」「自助集団づくり」がある。

「訪問教育」はセンターまで来てプログラムに参加できない人たちのために、自宅に訪問サービスを実施するもので、韓国語と児童養育の2分野がある。「指導者先生」と呼ばれる人たちが自宅を訪問して（有給。2008年韓国語指導13名、児童教育指導22名。1人当たり4家庭程度を担当）、韓国語を教える、あるいは育児相談にのるが（原則週2回、各2時間程度）、それだけにとどまらず子どもの宿題を見てやったり子どもの病気など緊急な手助けの要請に応じたり、全般的な相談者の役割を果たす。センターまで来られないのは、遠いからという理由に加えて、夫や舅姑が女性の外出を許さないという要因もあり、こうしたところに介入

できるプログラムとして評価が高い。

「原語民講師」は2007年に開始された、結婚移民者を小学校、保育所、幼稚園に英語学習講師として派遣する事業である。実際には、タガログ語とともに英語を公用語とするフィリピン人女性で大卒者の中から選抜されている。教育的資源部の事業として安定した給与が支給されるため生活費の補填となり、遣り甲斐も誇りも持てる仕事が提供されるという点で大きな意義がある。このセンターからは、以前ここで韓国語を学んだ10名程度が選ばれている。

「自助集団」はベトナム・フィリピン・中国など国別にセルフヘルプグループづくりをサポートするもので、さらに夫のグループづくりも支援している。

センターのスタッフは、センター長と3名の社会福祉士、事務担当者1名。プログラムのある日は部屋いっぱいに多国籍の結婚移民者が集まってきていて、小さな子どもたちも加わって賑わっている。夫たちの姿も何人か見られる。このセンターができる前は、結婚移民者たちにはどこにも行き場がなかった。困ったことがあっても話し相手もいなかった。今では新しく来た人たちが来韓直後からここを利用して勉強し、友人にも会える。訪問サービスの配慮もされている。地域の結婚移民者を広汎に支援する拠点として、センターは機能している。

(3) 「結婚移民者」の生活実態

<表5>は、N市の「結婚移民者家族支援センター」利用者6名に対する個別面接調査結果を、生活実態に焦点を当てて整理したものである。

6名の出身国は中南米にまで及び、結婚の経緯も恋愛や親族の紹介があり、業者による仲介があり、自分が結婚情報会社で働いてそのネットで知り合ったというケースまである。韓国の過疎農村部での多文化・多民族化は、かくも進行している。夫や家族との関係も様々であり、夫が長男とは限らず、舅姑との関係も一様ではない。同じ過疎農村でも、日本について「日本の農村部の家制度は嫁入りしてくる外国人妻によって担われている」と指摘されているのとは、その様子が異なる。

面接対象者は、6名が全員就労している。N市全体では移民者の77%が専業主婦であることから、社会的に活発な活動を行っている6名がインタビューに応じてくれたということがいえるかもしれない。しかし注目されるのは、その仕事内容が日本の農村部に多く見ら

れる工場やスーパーでの就労にとどまらない多様性に富んでいる点である。これは結婚移民者支援センターの斡旋、仲介などの努力に負うところが大きい。結婚移民者たちがひとたび夫婦や家族関係で危機に直面した場合、支えとなるのが就労に伴う収入であることはいうまでもないが、また収入確保に止まらず自己実現にもなるような就労への工夫が必要である。原語民講師は、その代表格ともいべき注目に値する試みということができるよう。

(4) シェルター¹⁸⁾

面接対象者の6名がセンターの支援を受けて定着を果たしている事例とするならば、うまく定着できない人の存在はシェルター活動から読み取ることができる。

N市の結婚移民者支援センター代表が主催するシェルターは、一般住宅の2階に設けられ、「チンジョンチブ」と名付けられている。「実家」という意味で、結婚移民者にとって思い切り泣ける、笑える場所という思いが込められている。実際に活動の中心は主催者とその家族によって支えられている。4か所のプロテстанト系教会から支援を受け、ベトナム、モンゴル、フィリピン、カンボジアなどの多様な出身地からの50名を超える人たちがここを利用して、立ち直りを図ってきた。子どもを連れてくるケースや、姑に出てゆけといわれ夫婦で来るケースもある。人権保護を最重要視するとともに、ここを拠点として出入りしながら職場生活ができるような支援に力が注がれている。

多くの場合、シェルターの利用者たちは少しの支えがあれば生活を取り戻せるようになるというが、B型肝炎を発症して離婚を言い渡されたような深刻なケースの場合には、体調も悪く本国（ベトナム）に帰っても生活できないので、体調を整えた後に少しでも働いてお金を貯めて帰国できるように、1年間シェルターで保護する決定を下している。また、地域外からも、姑の暴力など家族からの過酷な扱いに耐え切れず、逃げ出して警察に助けを求める結婚移民者の保護を依頼されるケースもある。主催者の心情は、「帰国せざるを得ない場合にも、韓国ではこのようなもてなしを受けたと帰国後に言ってくれるように努力している」というものであり、「小さな外交館」であるとも語っていた。

5. 結語 — 流動の特質

「結婚移民者」、日本にはこれに相当する法律用語は

<表5> 「結婚移民者」の生活実態（2009年3月実施N市結婚移民者家族支援センター利用者面接調査結果）

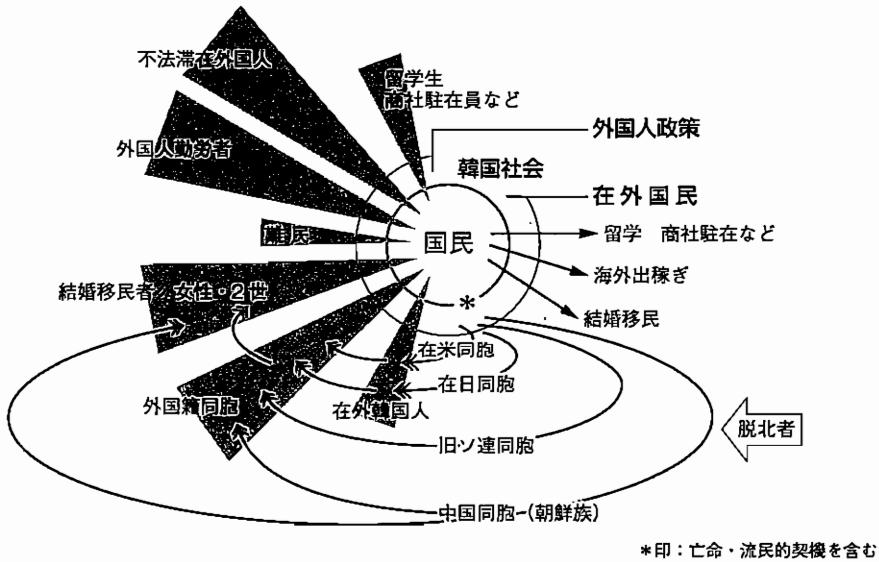
*カッコ内数字は年齢

| 基本属性（出身・家族・結婚経緯） | | 生 活 実 態 |
|------------------|--|--|
| A (43) | ミャンマー・ラングーン出身 夫（45）、息子2人（14,12） 大学卒業後、ミャンマーの政治的混乱状態を避け日本に留学。日本語学校で夫と出会い、94年結婚、来韓。当時は6か月でほぼ自動的に韓国国籍が取得できたが実家の両親が反対（ミャンマーへの帰国が難しくなるため）、2005年に取得。 | 梨農家。舅姑と2年半同居後独立、苦労を重ね7年でようやく軌道に乗せた。 韓国語は独学。子どもたちにミャンマーの母国語を教える余裕がなかったことは少し後悔。イスラム教徒なので料理に豚肉を使わない。夫は理解、子どもも慣れている。 2002年、支援センターの前身となる活動に参加。行政に求めたいサポートは、子どもの進学に関する情報入手支援。 |
| B (34) | グアテマラ出身 夫（39）、息子2人（9,8） グアテマラの韓国人経営縫製工場で事務員として勤務。 同僚（社長の義弟）と結婚、夫の帰国に伴い1999年来韓（夜間部大学中退）。2005年に韓国国籍取得。 | 保育所補助員。夫は自営業（建設）。 グアテマラですでにキムチを食べていた（韓国人1000人以上居住）。夫は韓国とグアテマラとの文化の違いを理解して、敬語の使い方など丁寧に説明してくれる。長男にはスペイン語を教えている。昨年家族で里帰り。 センター利用歴6年。 |
| C (29) | 中国黒龍江省ハルビン出身、朝鮮族 夫（39）、娘（4） 実業高校卒業後、韓国系貿易会社員をへて来韓。ソウルで衣料販売、結婚情報会社等勤務。結婚情報会社のインターネットを通じて知り合った夫と2004年に結婚。2008年に韓国国籍取得。 | 結婚移民者家族支援センター事務補助。夫は環境美化員（市職員）。舅姑は近所に居住。 朝鮮族なので学校で中国語と朝鮮語を学んだが、韓国語は英語を多用するので苦労した。子どもには、保育所で英語も習い始めてるので、中国語まで教える考えはない。 旅行観光ガイド試験を受けるため準備中。行政に求めたいサポートは、提出書類の簡便化など、大学入学機会を広げる配慮。 |
| D (38) | 中国黒龍江省牡丹江市出身、朝鮮族 夫（45）、息子（11）、娘2人（9,8） 高校卒業後、ワープロ入力職で勤務。夫の兄（中国を商売先とする）の紹介で1997年来韓、98年結婚。韓国国籍は98年取得。 | 保育所の厨房勤務。夫は同じ保育所の運転手。 朝鮮族だが集住地域に住んでいなかったので言葉は身に付いておらず、来韓後習得。 5年間は話し相手がおらず子育てに苦労。センターの活動に設立前から参加し、友達もできるようになった。里帰り2回。 |
| E (32) | フィリピン・マニラ出身 夫（40）、息子2人（9,7）、娘（5）、舅姑 大学卒業後、会社勤務。宗教団体信者の友人の紹介で見合いし、99年来韓、結婚。2004年に韓国国籍取得。 | 原語民講師（小学校英語講師）。夫は工場勤務。 韓国語は結婚直前に宗教団体施設で短期講習（現在同宗教団体との関係はない）。タガログ語は友人同士で使うのみ。里帰り3回。 3年前に夫が交通事故で入院。独居老人の在宅介護や工場労働で家計を支え、大変苦労。 2007年に講習を受けて原語民講師として働くようになり、生活安定。 |
| F (30) | フィリピン・ラグーナ出身 夫（38）、娘（3） 短大卒業後、縫製会社勤務。結婚情報会社の仲介で見合い、2004年に来韓、結婚。2008年に韓国国籍取得。韓国式に改名。 | 塾の英語講師（小学生対象）。夫は事務所などで日雇勤務。 3年間舅姑と同居、農業を手伝っていたが1年前に独立。夫の妹と親しい。 夫の理解を得て、実家に年数回送金。里帰りはしたことがないが、チャットで連絡を取り合っている。同胞友人との会話はタガログ語。 |

ない。在留資格である「日本人の配偶者等」で呼ばれたり、「花嫁」「外国人妻」と表現されたり、「国際結婚による外国人配偶者」と説明されたり、統一性がない。またいざれも他者との関係性から語られた表現であり、一人格体を表すものとなっていないことは、彼らに対する人格主体としての認知が希薄な日本社会の認識を反映するものとして、留意する必要がある。

本稿は、韓国の流動する人口移動を概観し、「国際結

婚」を具体事例として定着の実態と支援策の検証を目的としてきた。流動については送り出しと受け入れの両面から描いてみたが、その構造は<図1>のように示すことができる。特徴として読み取ることができるものは同胞の還流である。日本における日系移民とは歴史的経緯や、母国隣接地に多くが居住しているなどの違いもあり、異なった質と量の流動状況を呈している。他方、結婚移民者に従って、農村地帯の深部に目



<図1> 韓国社会の人口移動

を転じれば、フィリピン、ベトナムからグアテマラに及ぶ10カ国以上の人々の暮らしが営まれる文字通りの「多文化社会」の現出を見出すことができる。これらの現状を踏まえて、韓国政府が日本に先立つ形で打ち出した外国人政策の基本法が、「在韓外国人処遇基本法」であった。国益と人権保障の均衡をいかに図るかが課題となっている。

結婚移民者については、サービス伝達体系の中核として整備が進められている「結婚移民者支援センター」の活動を具体事例に沿って紹介したが、その中で本稿が注目したのは就労支援部分である。センタースタッフには、結婚移民者のニーズが顕在的、潜在的を問わず実は韓国での就労にあるという認識を、活動の前提に据えている感があった。就労口の創出事業は、韓国政府が力を入れる雇用創出策¹⁹⁾の全体像との関連で、さらに検討を深める必要があるだろう。

外国人政策の推進速度や、内容の具体性は、送り出し国としての歴史が、韓国社会の移民への感受性を培ったことを想定させる。移民に対する韓国社会の関心は、1990年代中盤以降急激に高まったとされるが²⁰⁾、その基盤には自覚的、無自覚的とを問わず、送り出し国として培われた移民の生活史への共感があるといってよい。

【注】

1) 中尾美知子『朝鮮：その人と社会』（総合研究開発機構 Discussion Paper Series95-2, 1995）参照。

- 2) 韓国大統領府・教育人的資源部 2006年4月5日発表。
- 3) ロナルド・スケルドン「人口移動と人口移動研究」（石川義孝編『アジア太平洋地域の人口移動』明石書店, 2005) 39頁参照。
- 4) 金文子「「同胞」という磁場」（『現代思想』2007年6月号, 青土社) 211頁参照。
- 5) 「同胞」という用語には、情緒的、感情的側面を多く含んでいる、あるいは血縁共同体を直接意味するなど様々な解釈がある。本稿では、祖国を離れて生きる人々という程度のニュートラルな表現として用いる。
- 6) 金文子前掲論文 211頁参照。
- 7) 「国籍別在留外国人現況」の付帯説明によれば、中国籍者の在留資格は、同胞に対する優遇政策である「訪問就業」と国際結婚による「国民の配偶者」が多く、アメリカ国籍者は「在外同胞」と駐韓米軍が多く、ベトナム・フィリピン・タイは「産業研修」と雇用許可制による「非専門就業」の比率が高い。
- 8) 不法滞在者に対する政策は揺れている。2006年基本方向では不法滞在外国人の人権保護を政策目標の1つに掲げたが、2008年基本計画では「不法滞在者に対して一貫して厳正に法を執行する」と明示する姿勢に転じている。
- 9) 法務部出入国外国人政策本部『多文化社会統合プログラム構築方案準備のための公聴会』(2008.6.

- 25) 2 頁参照.
- 10) 宣元錫「韓国の移住外国人と外国人政策の新展開」
(一橋大学大学院社会学研究科総合政策研究室『情報化・サービス化と外国人労働者に関する研究』
Discussion Paper No.7, 2007. 4) 7 頁参照.
- 11) 山脇啓造ほか『イタリア、韓国における外国人政策に関する調査報告書』(外務省領事局外国人課
2007) 参照.
- 12) 法務部出入国管理局滞留政策課「ともに暮らす開かれた社会実現のための外国人政策枠組み整備」
(法務部広報管理官室, 2006) 参照.
- 13) 韓国移住女性人権センターほか主催『政府の結婚移民者家族政策見直し』(討論会資料 2006. 6) 参照.
- 14) イ・ソンヨン他『永登浦区結婚移民者家族支援伝達体系構築のための研究報告書』(永登浦区庁
2006) 参照.
- 15) 2007 年末現在 95,439 名(外国人を除く). 高齢化率
は 2007 年 7 月 1 日現在 21.07% (全国で 9.9%).
- 16) N 市居住結婚移民者女性に関する記述は、2009 年
3 月の N 市役所での聞き取り調査に基づく(数値
は 2009 年 1 月 31 日現在). N 市役所が把握してい
る現況は女性に限られるため、報告内容も女性に
限定せざるを得なかった.
- 17) その他は、カンボジア 15, 台湾 10, モンゴル 6, タイ
4, インド 2, ペルー 1, アメリカ 1, グアテマラ 1, ミ
ャンマー 1, キルギスタン 1, ウズベキスタン 1, バ
ングラデシュ 1 となっている.
- 18) 2009 年 3 月の訪問調査結果に基づく.
- 19) 例えば、96 万人分の雇用創出効果を見込んだ「緑
色ニューディール事業」(2009 年 1 月発表) などが
ある.
- 20) 死者 53, 負傷者 4000 人を出したロサンゼルス暴
動は 1992 年のことであり、いまだ韓国社会に鮮烈
な記憶を残している(パク・キョンテ『人権と少数
者の話』チエクセサン 2007) ほか参照.

[本稿は、文部科学省科学研究費助成研究「国際結婚における「移動の価値」の研究－日中韓農村部の福祉的支援の立場から」(平成 20~22 年度基盤研究 C 共同研究者中尾美知子(代表)・張 京萍・咲間まり子)の研究成果の一部である.]